

令和4年9月9日

工事請負契約受注者の皆様

賃金水準または物価水準の変動による契約金額変更の請求について

工事請負契約締結後に賃金水準または物価水準の変動により当初の契約金額が不
適当となった場合、中野区工事請負契約約款第 26 条に規定する以下の条項に基づき、
契約金額の変更を請求できます。

請求に当たっては、工事発注部署へご相談ください。

	単品スライド条項 (約款第 26 条第 5 項)	インフレスライド条項 (約款第 26 条第 6 項)
対 象 工 事	残工期が 2 か月以上ある全ての の工事	基準日以降の工事期間が 2 か 月以上ある工事 ※公共工事設計労務単価の改 定がなされた時以後に、適用 対象工事の確認を行う
スライド対象	特定の資材（鋼材類、燃料油、 その他の主要な工事材料）	基準日以降の残工事に対する 資材、労務単価等
受 注 者 負 担	対象工事費の 0.5%	残工事費の 1.0%
備 考	品目ごとの変動額が対象工事 費の 1.0%を超える場合、当該 品目をスライド対象として契 約金額を変更可能。 対象材料を購入した際の数量、 単価及び購入先並びに対 象材料の搬入等の月などを証 明する書類の提出が必要。	公共工事設計労務単価改定時 にスライド算定額が残工事費 の 1.0%を超えず、適用対象外 となった場合でも、その後の 資材価格の高騰によりスライ ド額が残工事費の 1.0%を超 えると見込まれる場合は、契 約金額の変更請求が可能。

※変動額の計算結果によっては契約金額の変更を行わない可能性があります

【問合せ先】

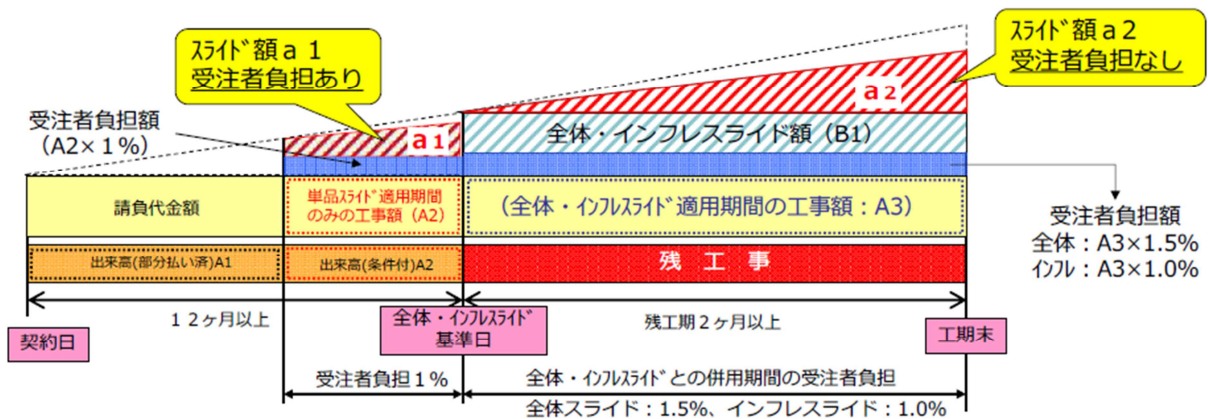
中野区総務部経理課契約係
03-3228-8903（直通）

(参考)

国土交通省『工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル案』
(令和4年7月)

※中野区では、単品スライドの受注者負担を「1.0%」から「0.5%」に読み替えます

インフレスライドと単品スライドの併用イメージ



単品スライド額の対象イメージ

